

戸別所得補償制度モデル対策 関係資料集

平成21年12月

農林水産省

目 次

1. 戸別所得補償制度が目指す方向	1
2. 戸別所得補償制度に関するモデル対策	3
3. 米のモデル事業（米戸別所得補償モデル事業）	5
4. 自給率向上事業（水田利活用自給力向上事業）	6
5. 麦・大豆等に関する助成総額	7
6. 現段階における制度運営実務の検討方向について	8
7. 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の変更について	17
8. 平成22年産米の都道府県別の生産数量目標	18
9. 21年産米の買入れについて	20

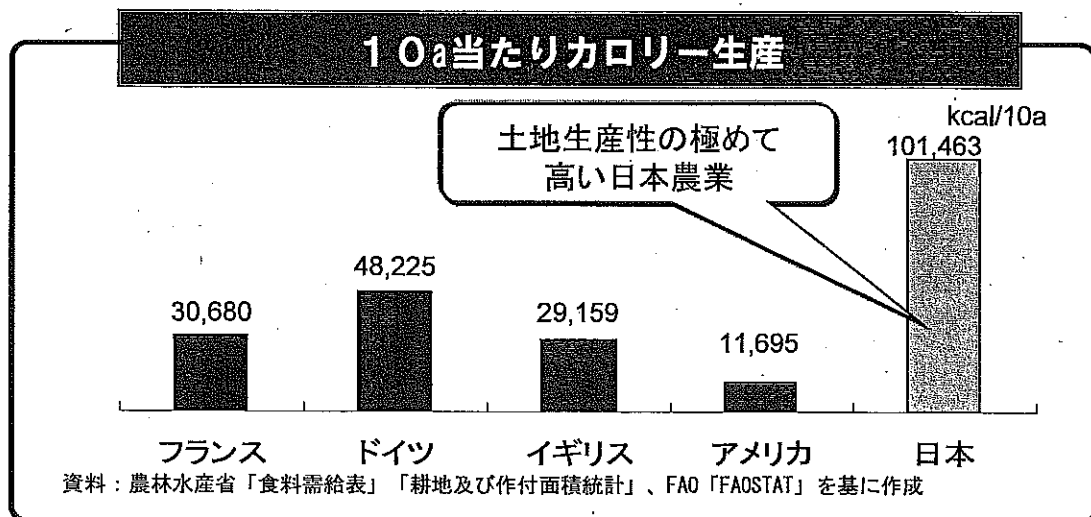
戸別所得補償制度が目指す方向

食料自給率の向上は、我が国の主要課題。

- 食料の輸出禁止や暴動をもたらした世界的な食料需給構造の変化、飢餓人口の増加など、自給率向上の必要性は高まっている。
- 民主党マニフェストでは、「主要穀物等では完全自給を目指す」としている。来年策定する食料・農業・農村基本計画において、10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検討中。

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

- 日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持っている。
- 水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、多面的な機能が備わっている。



米の需要が減少する中、自給率を向上させるためには、米以外の作物の生産を増大させることが必要。その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

○ 自給率向上のための戦略作物等への直接助成

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用 稲)	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
その他作物 (地域で単価設定可能)	10,000円	—

※ この他、二毛作助成(戦略作物)15,000円/10aを実施

○ 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

定額助成 (10a当たり)	〇万円 (標準的な生産コストと標準的な販売価格の差額相当分の助成)
上乗せ部分 (10a当たり)	〇万円 (22年産の価格が下落した場合について上乗せ)



2つの対策をセットで実施

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618億円】

対策のポイント

平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に全国規模で実証を行うモデル対策として、水田作に着目した①米戸別所得補償モデル事業、②水田利活用自給力向上事業を実施する。併せて、生産費等不足するデータを取得するための調査事業等を実施する。

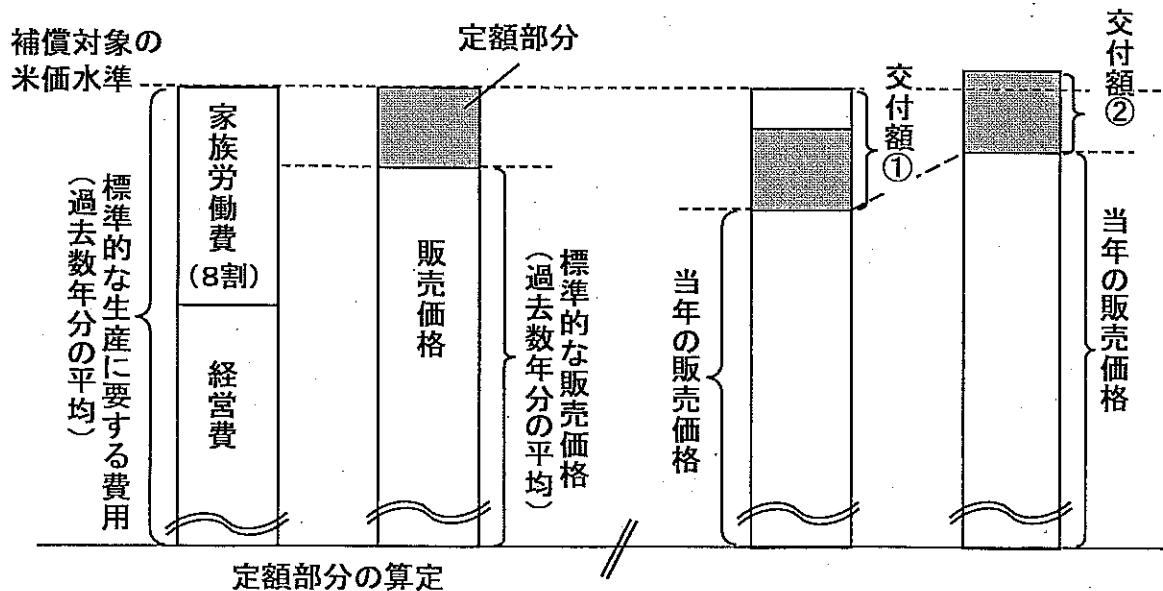
<事業内容>

1 米戸別所得補償モデル事業

【3,371億円】

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対して所得補償を直接支払により実施する。

- ① 標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と販売価格との差額を全国一律単価として交付
- ② 交付金のうち、標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と標準的な販売価格（過去数年分の平均）との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付



2 水田利活用自給力向上事業

【2,167億円】

- (1) 自給力の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成金体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物：地域で単価設定可能	10,000円

※他に、二毛作助成(15,000円/10a)を実施

- (2) 米の「生産数量目標」に即した生産のいかんに関わらず、すべての生産者を助成対象とする。
- (3) なお、産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業は廃止する。

3 推進事業等

○ 戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル事業の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

○ 統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

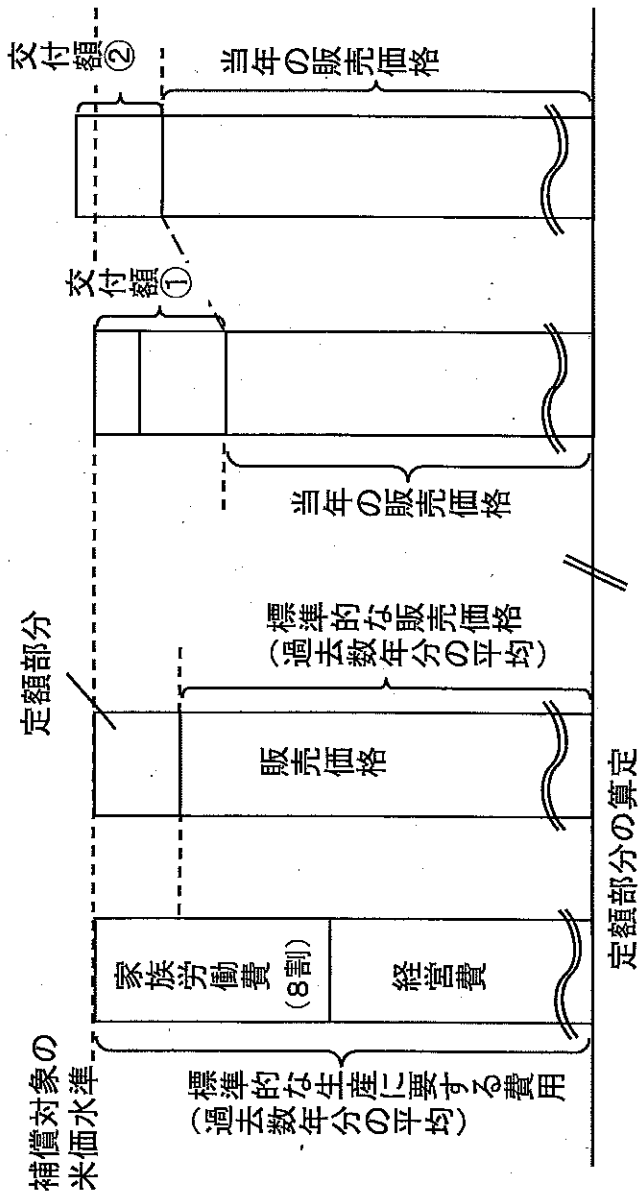
米のモデル事業

(米戸別所得補償モデル事業)
概算要求額：3,371億円

○ 米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家(集落営農を含む)に対して所得補償を直接支払により実施する。

- ① 標準的な生産に要する費用(過去数年分の平均)と販売価格(当年)との差額を全国一律単価として交付
- ② ①の交付金のうち、標準的な生産に要する費用(過去数年分の平均)と標準的な販売価格(過去数年分の平均)との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付

事業の仕組み



今回の対策の5つのポイント

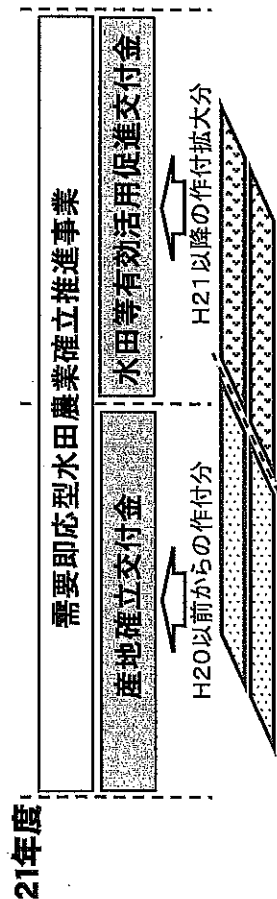
- ① 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ② 地域協議会などを經由せず、国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や地域協議会などに委託。
- ⑤ 定額部分の単価は、20年度の生産費や21年産の米価水準を見て12月に決定。

自給率向上事業

(水田利活用自給率向上事業)
概算要求額：2,167億円

○ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払により交付

助成金体系の見直し(イメージ)



事業の仕組み

①助成単価

水田での作付面積に応じ、全国統一単価(その他作物を除く)で助成を実施

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(地域で単価設定可能)	10,000円

※この他、二毛作助成(戦略作物)15,000円/10aを実施

②助成要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認

今回の対策の6つのポイント

- ① 作付規模、年齢を問わず、すべての販売農家が対象。
- ② 米の生産数量目標の達成に関わらず、対象作物の作付面積に応じて交付。
- ③ 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で助成(その他作物を除く)。
- ④ その他作物に対する助成は、単価(10,000円/10a)に基づき支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に助成対象作物・単価を設定。
- ⑤ 水田の自給率の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- ⑥ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づき生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

表・大豆等に関する助成総額

(単位:千円/10a)

助成対象 作物	水田利活用 自給力向上 事業	水田経営所得安定対策		助成金合計
		固定払	成績払	
小麦	35	27	13	75
大豆	35	20	7	62
飼料作物	35	-	-	35
米粉用米	80	-	-	80
飼料用米	80	-	-	80

※二毛作(戦略作物)を行う場合には、この他に15,000円/10aの助成を実施

※大麦、裸麦についても上記の助成金の対象となる

※飼料用米について、その稲わらの飼料利用も行う場合には、耕畜連携粗飼料増産対策事業により、13,000円/10aを上限とした助成を実施

※水田経営所得安定対策は21年度の平均単価

平成21年12月1日

現場段階における制度運営実務の検討方向について

以下の内容については、戸別所得補償制度に関するモデル対策の検討方向を整理したものである。今後、広く情報提供を行い、意見を伺いつつ、関係方面との調整を行いながら、更に検討を深めていくこととする。

1 対象農業者（販売農家の定義、範囲）について

米戸別所得補償モデル事業の交付金の交付対象者については、米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家（集落営農を含む）としている。

(1) 「販売農家」について

水稲共済加入者はすべて対象とする。水稲共済未加入者については、前年度の出荷・販売先との契約状況を申告していただいて対象とする。

(注) 販売目的で農産物を生産する農家を広く捉えつつ、その確認を容易に行えるような仕組みとする観点に立つもの。

(参考)

- ① 水稲共済の加入対象は、米・麦で10 a 以上の作付けを行う農家である。
- ② 水稲共済の当然加入の対象は、都道府県知事が定める面積基準以上の者とされており、都府県は20 a ～40 a、北海道は30 a ～1 haの範囲で設定されている。

(2) 「生産数量目標に即した生産を行うこと」について

現行制度に準じて、米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用米の作付を行っていることとする。

(注) 確認は面積により行う。

(3) 「集落営農」について

① 規約及び代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものを対象とする。

② また、交付申請の際に、構成農家名簿を提出していただき、構成農家と集落営農の二重交付をさけるための確認を行う。

2 交付対象面積の捉え方について

① 交付対象面積については、主食用米の作付面積から一律10aを控除して算定する。

② 加工用米・米粉用米・飼料用米等については、水田利活用自給力向上事業の対象であることから、主食用米の作付面積としてはカウントしない。

③ 酒造好適米、種子用米については、自家消費に回らないことが確実と見込まれるため、10a控除は行わない。

(注) 主食用米の作付面積は、水稻共済引受面積から加工用米・新規需要米面積を控除して算定する。

3 調整水田等の不作付地の扱いについて

(1) 水田利活用自給力向上事業

本事業は、水田の有効活用による食料自給率向上を目的とするものであることから、調整水田等の不作付地については助成対象外としてはどうか。

(参考)

- ① 調整水田等とは、調整水田（水を張った状態で管理）、自己保全管理（常に耕作が可能な状態で管理）、土地改良通年施行（土地改良事業により作物作付が不可能な状態）等をいう。
- ② 現行制度の産地確立交付金等においては、21年度予算から食料自給率向上に力点を置いた対策として見直し、調整水田等の不作付地については、原則として助成対象外としている。
〔ただし、需給調整の実効確保の観点から、当分の間、調整水田等の不作付地への助成が必要な地域においては、地域の実情に応じて、助成対象とすることを認めている。〕
- ③ 本事業は、従来の需給調整を達成するための助成措置とは異なり自給率の向上のために直接的な支援を行うための助成措置であることから、調整水田等の不作付地に対して助成を行うことは適当ではないものと考えられる。

(2) 米戸別所得補償モデル事業

- ① 米戸別所得補償モデル事業については、主食用米の需給調整を通じて食料自給率の向上に寄与するものであることから、本事業の実施により調整水田等の不作付が増加することは適当ではないと考えられる。
- ② このような事業の趣旨からすれば、調整水田等の不作付による生産数量目標の達成を認められないと考えられるがどうか。

(注) 自分の意思によらない不作付である土地改良通年施行の場合は、例外とする方向。

4 集団的な取組(集落営農)を円滑に行うための工夫について

- ① 集落営農については、集落等地域内の農家が決めた規約の下で営農活動を行っていることから、その構成農家が集落営農から脱退する場合には、規約に基づいて、集落営農内で何らかの手続を得るのが通例である。
- ② 他方、集落営農の構成農家が交付金を自ら受けようとする場合には、集落営農と構成農家に二重交付がなされないよう防止措置を講じる必要がある。
- ③ このようなことから、集落営農の構成農家が単独で交付金を受けようとする場合には、集落営農から脱退することについて同意が得られていることを確認できる書類(総会の議事録、代表者の同意書等)を国(農政事務所等)に提出することとしてはどうか。

5 水田利活用自給力向上事業における麦・大豆から転換する米粉用米・飼料用米の扱いについて

- ① 自給率の向上のため、麦・大豆の生産を拡大していくことが必要であるが、水田経営所得安定対策の固定払の支払いを受けている農家が、麦・大豆の生産を転換し米粉用米・飼料用米の生産を行えば、固定払に加えて水田利活用自給力向上事業の8万円/10aの交付金を受けることになる。
- ② これを認めるとすれば、麦・大豆の生産拡大という本事業の趣旨に反するばかりか、農家の努力ではどうしてもカバーできない麦・大豆の販売価格と生産コストの差を補うという水田経営所得安定対策の当初のねらいとも合致しないこととなる。
- ③ このため、水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農家が、前年に比べて麦・大豆を減少させて米粉用米・飼料用米へ転換した場合は、当該転換部分については水田利活用自給力向上事業の米粉用・飼料用米に対する助成を行わないこととはどうか。

(参考) 固定払の全国平均単価は、小麦2.7万円/10a、大豆2万円/10aである。

麦・大豆からの作付転換の判定は、水田台帳等により水田の利用状況を確認することで行う。

6 水田利活用自給力向上事業の対象作物の捨てづくりを防止するための工夫（要件）について

- ① 麦・大豆等の自給率の向上を実現するためには、戦略作物を生産するだけでは意味がなく、メーカー等の実需者等を通じて国民に供給されることが必要である。

- ② このため、作付された農産物の需要に応じた生産を促進することとし、制度の簡素化にも留意の上、一定の要件を設定する。
具体的には、作物ごとに次の方向としてはどうか。

【麦、米粉用米・飼料用米】

- ・ 実需者と出荷契約を取り交わし保存する（実需者と出荷契約を取り交わした集荷業者との出荷契約を含む）
- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

【大豆、加工用米】

- ・ 実需者と出荷契約を取り交わし保存する（実需者と出荷契約を取り交わした集荷業者との出荷契約、実需者団体と集荷業者団体との供給計画に基づく計画的出荷を含む）
- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

【飼料作物、WCS用稲】

- ・ 畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存する
- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

【そば、なたね】

- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）（そば、なたねについても、出荷契約を要件化できるよう、23年度の本格実施に向けて生産現場の体制整備を進めることとしてはどうか。）

【その他作物】

- ・ 収穫を行う（作業日誌等で確認）

7 交付申請手続、要件確認、交付金支払いの実施体制について

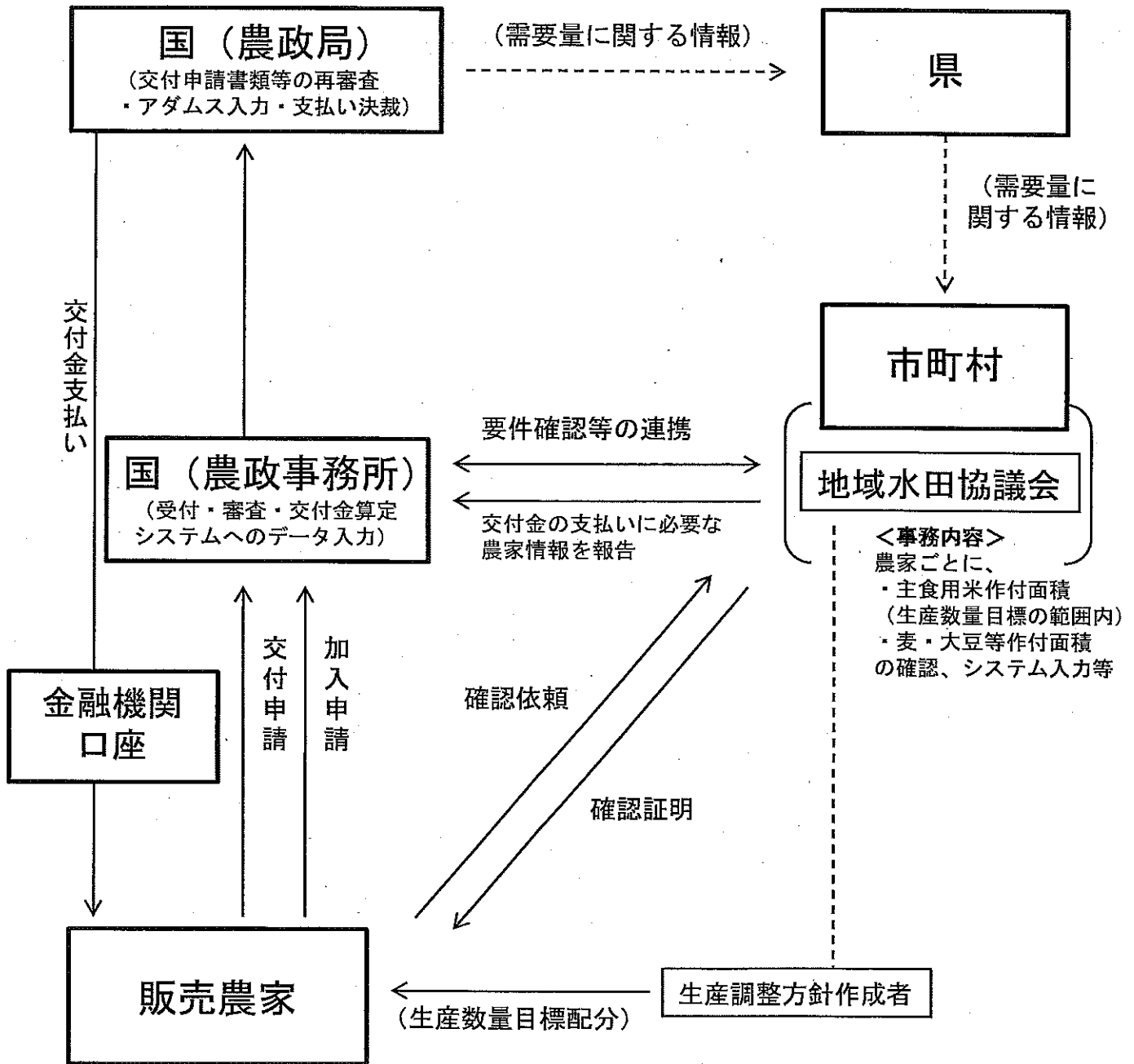
(1) 「交付申請手続・交付金支払い」について

農政事務所（及び地方農政局）が窓口となって農家からの交付申請を受け付け、所定の手続を経て、農政局から農家の口座に直接支払う仕組みを基本とする。

(2) 「要件確認」について

米、麦、大豆等の作付確認、電算システムへの入力等の事務については、国と都道府県・市町村とが連携し、地域水田農業推進協議会などの機能を活用して地域ごとに役割分担をして行うことを基本とする。

戸別所得補償制度モデル対策の実施体制（イメージ）



- <交付申請内容（イメージ）>
- 米戸別所得補償モデル事業
 - ・主食用米作付面積、確認証明その他必要な書類
 - 水田利活用自給力向上事業
 - ・麦・大豆等の作付面積、確認証明その他必要な書類

戸別所得補償制度に関する地方窓口
(お問い合わせ先)

	担当窓口	連絡先
本 省	大臣官房戸別所得補償制度推進チーム	03-6744-1850
北 海 道	北海道農政事務所 戸別所得補償制度推進チーム事務局	011-642-5469
東 北 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	東北農政局企画調整室	022-263-0564
関 東 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 東京・神奈川・山梨・長野・静岡)	関東農政局生産経営流通部農産課	048-740-0409
北 陸 (新潟・富山・石川・福井)	北陸農政局生産経営流通部農産課	076-232-4302
東 海 (岐阜・愛知・三重)	東海農政局生産経営流通部農産課	052-223-4622
近 畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・ 和歌山)	近畿農政局生産経営流通部農産課	075-414-9020
中国四国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・ 徳島・香川・愛媛・高知)	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進準備室	(代)086-224-4511 (内2801、2803) (時間外直通) 086-230-4256
九 州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・ 宮崎・鹿児島)	九州農政局生産経営流通部農産課	096-353-7379
沖 縄	沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課	098-866-1653

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

- 1 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」については、食糧法において、毎年7月に定め、年2回（11月及び翌年3月）見直すこととされているところである。

今回の変更は、22年産米の生産数量目標の都道府県別配分の前
提となるものである。

2. 基本指針の変更のポイントは次のとおり。

- ① 需要見通し

20/21年の需要実績824万トンを踏まえた全国の需要見通しは、
21/22年（21年産米対応分）821万トン、22/23年（22年産米対応
分）813万トン。

- ② 生産数量目標

①を踏まえ、22年産米の生産数量目標は813万トンと設定。
（これを受けて都道府県に配分。）

- ③ 備蓄・買入

21/22年の備蓄運営については、基本指針上は、22年6月末で
現行の適正備蓄水準100万トン及び回転備蓄を前提に販売数量を
30万トンとし、買入数量もこれに見合う30万トンを設定。

ただし、現実に実施する買入れは、21年6月末在庫86万トン
及びその後の政府売渡数量2万トンを反映した16万トンを予定。

平成22年産米の都道府県別の生産数量目標(需要量に関する情報)

(単位:トン、ha)

都道府県	生産数量目標	面積換算値
北海道	604,510	112,990
青森	267,300	46,090
岩手	295,240	55,390
宮城	382,210	72,120
秋田	461,870	80,610
山形	381,170	64,170
福島	365,020	67,970
茨城	355,390	68,340
栃木	321,790	59,700
群馬	83,250	16,850
埼玉	161,280	32,710
千葉	262,150	49,180
東京	930	230
神奈川	14,940	3,060
新潟	557,830	103,490
富山	206,730	38,640
石川	132,430	25,520
福井	136,060	26,320
山梨	28,750	5,260
長野	205,900	33,050
岐阜	122,770	25,160
静岡	87,390	16,770
愛知	144,250	28,450
三重	150,260	30,050

都道府県	生産数量目標	面積換算値
滋賀	174,460	33,680
京都	80,720	15,800
大阪	28,000	5,680
兵庫	193,010	38,300
奈良	43,630	8,500
和歌山	37,130	7,530
鳥取	72,360	14,080
島根	98,000	19,250
岡山	167,230	31,790
広島	138,090	26,400
山口	121,630	24,130
徳島	60,880	12,840
香川	76,490	15,330
愛媛	79,680	16,000
高知	52,070	11,340
福岡	197,350	39,550
佐賀	152,220	28,880
長崎	67,120	14,160
熊本	207,080	40,210
大分	126,910	25,230
宮崎	102,940	20,880
鹿児島	120,360	25,130
沖縄	3,210	1,040
全国計	813万トン	154万ha

22年産米の都道府県別の生産数量目標(21年産米との比較)

	21年産米の 生産数量目標		22年産米の 生産数量目標		前年産との差	
	トン	面積換算値	トン	面積換算値	トン	増減率
		ha		ha		%
北海道	605,720	113,430	604,510	112,990	▲ 1,210	▲ 0.2
青森	266,780	46,000	267,300	46,090	520	0.2
岩手	295,830	55,500	295,240	55,390	▲ 590	▲ 0.2
宮城	382,980	72,260	382,210	72,120	▲ 770	▲ 0.2
秋田	467,160	81,530	461,870	80,610	▲ 5,290	▲ 1.1
山形	381,930	64,300	381,170	64,170	▲ 760	▲ 0.2
福島	365,000	67,970	365,020	67,970	20	0.0
茨城	355,040	68,280	355,390	68,340	350	0.1
栃木	321,240	59,600	321,790	59,700	550	0.2
群馬	83,160	16,830	83,250	16,850	90	0.1
埼玉	161,140	32,550	161,280	32,710	140	0.1
千葉	262,030	49,350	262,150	49,180	120	0.0
東京	930	230	930	230	0	0.0
神奈川	14,930	3,070	14,940	3,060	10	0.1
新潟	570,000	105,750	557,830	103,490	▲ 12,170	▲ 2.1
富山	207,140	38,720	206,730	38,640	▲ 410	▲ 0.2
石川	132,700	25,670	132,430	25,520	▲ 270	▲ 0.2
福井	136,330	26,370	136,060	26,320	▲ 270	▲ 0.2
山梨	28,620	5,230	28,750	5,260	130	0.5
長野	206,840	33,200	205,900	33,050	▲ 940	▲ 0.5
岐阜	121,770	24,950	122,770	25,160	1,000	0.8
静岡	87,310	16,690	87,390	16,770	80	0.1
愛知	144,140	28,430	144,250	28,450	110	0.1
三重	150,020	30,000	150,260	30,050	240	0.2
滋賀	174,810	33,750	174,460	33,680	▲ 350	▲ 0.2
京都	80,880	15,830	80,720	15,800	▲ 160	▲ 0.2
大阪	27,970	5,670	28,000	5,680	30	0.1
兵庫	193,400	38,370	193,010	38,300	▲ 390	▲ 0.2
奈良	43,570	8,490	43,630	8,500	60	0.1
和歌山	36,830	7,470	37,130	7,530	300	0.8
鳥取	72,510	14,030	72,360	14,080	▲ 150	▲ 0.2
島根	98,050	19,260	98,000	19,250	▲ 50	▲ 0.1
岡山	167,000	31,750	167,230	31,790	230	0.1
広島	138,370	26,460	138,090	26,400	▲ 280	▲ 0.2
山口	121,870	24,180	121,630	24,130	▲ 240	▲ 0.2
徳島	60,840	12,840	60,880	12,840	40	0.1
香川	76,640	15,360	76,490	15,330	▲ 150	▲ 0.2
愛媛	79,840	16,030	79,680	16,000	▲ 160	▲ 0.2
高知	51,980	11,320	52,070	11,340	90	0.2
福岡	197,260	39,530	197,350	39,550	90	0.0
佐賀	152,530	28,890	152,220	28,880	▲ 310	▲ 0.2
長崎	66,340	14,000	67,120	14,160	780	1.2
熊本	206,460	40,090	207,080	40,210	620	0.3
大分	127,160	25,280	126,910	25,230	▲ 250	▲ 0.2
宮崎	103,150	20,920	102,940	20,880	▲ 210	▲ 0.2
鹿児島	120,600	25,180	120,360	25,130	▲ 240	▲ 0.2
沖縄	3,220	1,040	3,210	1,040	▲ 10	▲ 0.3

注:21年産米の生産数量目標は、都道府県間調整前の数値。

21年産米の買入れについて

21年産米の買入れに当たっては、政府備蓄米の年産構成の適正化を図るため、現時点で生じている在庫水準100万トンとの差について買入れることとする。

その際、主食用需給への影響を可能な限り小さなものとしつつ、客観的かつ透明性の確保が図られるよう、これまでの産地品種銘柄ごとの買入予定数量の設定は行わず、一定の品質基準、数量単位を設けた上で、低価格のものから順次買入予定数量に達するまで買入れることとする。

1 買入予定数量

21年産米の政府買入数量は、21年10月末在庫（84万トン）を踏まえ16万トンとする。

2 買入対象米穀

買入対象米穀は、産地銘柄及び等級別に最低100トンのロットを設定する。

また、特定の産地品種銘柄への偏重を回避するため、一入札参加者からの同一産地品種銘柄の引渡数量上限1万トンを設定する。

3 入札参加資格

従来の資格要件（当該年産の年間取扱数量100トン以上等）を満たす者

4 実施時期

買入入札については、12月3日（木）に入札公告、12月18日に入札を実施。